

## (仮称) 新青森市屋内グラウンド整備に係る有識者会議実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、建設を予定している(仮称)新青森市屋内グラウンドについて、有識者から意見聴取をするために開催する(仮称)新青森市屋内グラウンド整備に係る有識者会議(以下「会議」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (委員等)

第2条 市長は、別表に掲げる者を会議の委員とする。

2 前項の規定による委員の任期は、この要綱の実施の日から令和8年3月31日までとする。

## (会議)

第3条 会議は、市長が招集し、次に掲げる事項の観点から(仮称)新青森市屋内グラウンドに備える機能等について、委員から意見聴取を行うものとする。

- (1) 健康づくりに関する事項
- (2) スポーツ振興に関する事項
- (3) まちづくり、交流人口拡大に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

- 2 会議に座長を置き、委員のうちからあらかじめ市長が指名した者をもって充てる。
- 3 座長は、会議を進行する。
- 4 座長が不在のとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 市長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことがある。

## (事務局)

第4条 会議の事務局は、経済部地域スポーツ課に置く。

## (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

## (実施期日)

1 この要綱は、令和7年6月23日から実施する。

## (失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第 2 条関係）

氏 名	所 属 等
柿崎 泰明	一般財団法人 青森市スポーツ協会 理事長
斎藤 恵子	青森市スポーツ推進審議会 委員
佐々木 重光	青森市町会連合会 会長
澤田 正明	一般社団法人 青森県建築士事務所協会 専務理事
篠原 博	公立大学法人 青森県立保健大学 健康科学部 教授
高杉 勝彦	NPO 法人 青森県障害者スポーツ協会 理事長
森 庸	青森商工会議所 副会頭
六角 正人	公益社団法人 青森観光コンベンション協会 専務理事